

登録対象と 見つけ出しについて

大阪国際がんセンター がん対策センター 政策情報部

スライドに掲載している画像等に関しては
国立がん研究センター がん情報サービスより引用しています。
<https://ganjoho.jp/public/index.html>

■ がん登録等の推進に関する法律では、

「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病と定義されています。(第2条第1項)

また、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき、届出することが義務づけられています。(第6条)

□ 届出の必要ながんの種類

原発性の悪性新生物その他の政令で定める疾病

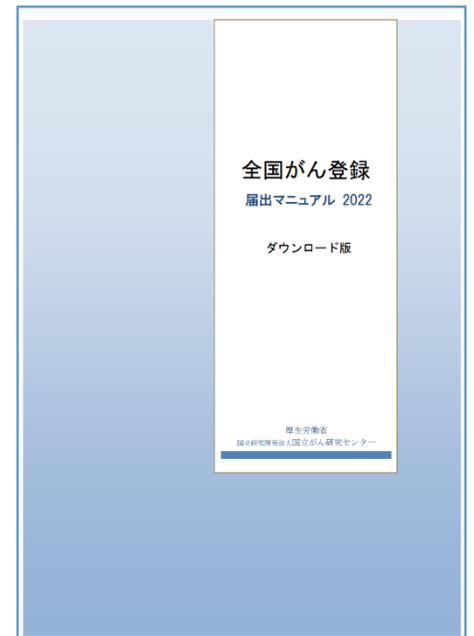
➤ 悪性新生物とは

ただし、2022年診断症例より「病理組織」については
ICD-O-3(国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.2版)を使用します

国際的に統一された新生物のための分類である

ICD-O-3(国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版)において

悪性(性状コード3)または上皮内癌(性状コード2)に分類された腫瘍とされています。



➤ その他の政令で定める疾病とは (がん登録等の推進に関する法律施行令第1条)

- 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍
- 境界悪性 (性状コード /1) の卵巣腫瘍の一部
 - 8442/1 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - 8444/1 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - 8451/1 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - 8462/1 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - 8463/1 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - 8472/1 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - 8473/1 境界悪性明細胞のう胞腫瘍
- 消化管間質腫瘍 (GIST) 全体
形態コード8936については、
/0(胃腸間質腫瘍, 良性)、/1(胃腸間質腫瘍, NOS) も含む

□届出の必要な患者

当該病院等における初回の診断が行われた患者

▶ 初回の診断とは

当該病院等において、当該がんに関して初めての、診断及び/又は治療等の診療行為のこと。

入院・外来を問わず、自施設において、当該腫瘍について初診し

診断及び/又は治療等の対象となった腫瘍が届出の対象です。

▶ 診断とは

当該病院等が、当該患者の疾病を「がん」として

診断及び/又は治療等の診療行為を行っていること。

必ずしも、病理学的な確定診断を要しません。

画像診断、血液検査、尿検査、肉眼的診断、および臨床診断を含みます。

届出の不要な患者

- 当該病院等が過去に届出をした原発性のがんから転移または再発したがんに対して、同病院等で診断及び/又は治療等の診療行為を行った場合、改めて届け出る必要はありません。

当該病院等において、ある患者について、過去に届出をした原発性のがんとは異なる原発性のがん（多重がん）を初めて診断及び/又は治療等の診療行為を行った場合、届出が必要です。

▶ 多重がん

本マニュアルでは、同じ患者に、2つ以上の独立した届出対象の原発性のがんが発生した場合を多重がんとして定義します。

多重がんには、異なる部位（臓器・器官）にそれぞれに独立した原発性のがんが存在する場合、又は同じ部位に2つ以上の異なる組織形態のがんが独立して存在する場合があります。

登録対象の見つけ出し

「がんに関連した情報」を診療録や病院情報システムで確認
病理組織、細胞診、検査、化学療法、放射線療法、病名、紹介状、死亡診断書など

がん登録実務初級者研修・認定事業の教材より引用

例 1. がんの診断と治療を行っている医療機関

- ▶ 病理組織、細胞診、化学療法、放射線療法、手術記録

例 2. がんの診断のみ行い治療は他施設へ依頼している医療機関

- ▶ 病理組織、細胞診、MRIやCT等の画像検査、紹介状

例 3. がんの診断は行わず、がんと診断された方の紹介を受け治療(緩和ケア、経過観察など)を行う医療機関

- ▶ 紹介状

例 4. その他

- ▶ 死亡診断書、病名（※疑いは登録対象外）